

環境研究総合推進費に係る知的財産ポリシー

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、環境研究総合推進費の研究・技術開発の推進及びその成果の円滑な社会実装に向け、知的財産に関して以下の取り扱いとすることを基本方針とする。

1. 知的財産の利活用にあたっての基本的な姿勢

- ・ ERCA は、研究成果の円滑な社会実装に向けて、環境研究総合推進費の支援を受けて研究を実施する研究機関（以下「支援先研究機関」という。）が有する知的財産の利用及び活用を図るための支援を実施する。
- ・ 日本版バイ・ドール規定の適用（ERCA は知的財産権を受託者から譲り受けない）を原則としつつも、ERCA は、支援先研究機関の研究成果を活用しようとする者が新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよう、支援先研究機関における知的財産の創出、発掘又は権利化のための必要な支援を実施する。また、支援先研究機関が取得した知的財産権の維持、譲渡、移転、実施権の設定又は許諾等に関する技術的な指導又は助言など、研究成果の活用促進に必要な支援を実施する。

2. 研究課題における知的財産マネジメントとその体制の最適化

- ・ ERCA は、支援先研究機関の研究進捗や、知的財産の発掘、管理、利活用の実績等を把握し、研究課題における知的財産マネジメントとその体制の最適化を図るための支援を実施する。
- ・ 研究課題における知的財産の利活用の状況について、事前評価、中間評価及び事後評価に積極的に組み込む。

3. 知的財産に係る知識の啓発

- ・ ERCA は、環境分野の研究開発における知的財産の重要性及び国際標準化への対応の必要性を認識し、支援先研究機関の研究者等に対して、知的財産に係る知識の啓発を行う。